

# 業務契約書（案）

令和 6年 7月 20日

甲 長野県伊那市西町5776  
長野県伊那文化会館  
館長 北沢 理光

乙

長野県伊那文化会館長 北沢 理光（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）  
とは甲が発注するイベントガイド印刷・発送業務について、次のとおり契約する。

## （総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。

## （契約の内容）

第2条 この契約の概要は次のとおりとする。

- 1 業務名 長野県伊那文化会館 イベントガイド印刷・発送業務
- 2 業務期間 令和6年7月20日から令和7年3月10日まで
- 3 業務内容 長野県伊那文化会館のイベントガイドを印刷し、封筒の封入および発送を行う。

## （契約料）

第3条 契約料は、金 円とする。  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円

## （代金の支払）

第4条 乙は、毎月、発送後15日以内に代金の請求書を甲に提出するものとし、甲は、この請求書を受理した日から15日以内に当該代金を支払うものとする。また、請求金額は毎月 円とする。

## （契約保証金）

第5条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。

2 乙はこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納入しなければならない。

## （引渡し及び検査）

第6条 甲は、印刷物の引渡しを受けるときは検査を行い、合格したときは引渡しを受けるとする。

3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格となった印刷物について、甲の指定する日までにし、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は乙の負担とする。

## （契約解除）

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、その責に帰すべき事由により、業務を完了しないとき又は完了することができないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、乙が契約に違反したとき。

#### （著作権の帰属と権利処理の委任）

第8条 乙の当該印刷物のデザイン等に関する著作権は甲に帰属する。ただし、本著作物が以下の方法で利用される場合、甲はその権利処理を乙に委任し、乙は具体的条件に関して甲と協議のうえ決定する。

- (1) 本著作物の複写（複写により生じた複製物の譲渡および公衆送信を含む）
- (2) 本著作物の貸与
- (3) その他の二次的利用（翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画等への利用をいう）

#### （契約変更等）

第9条 乙は、甲の定める仕様書に不適當な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の情勢の変化により業務を遂行することが困難となったときは、その都度甲に申し出てその指示を受けるものとする。

2 甲は、乙が業務を開始した後において当該業務の変更をしようとするときは、変更事項を乙に通知するものとする。

3 前2項の場合において、著しい事情の変化があったときは、甲乙協議のうえ変更契約書を作成するものとする。

#### （損害の負担）

第10条 乙の債務不履行（履行遅滞、不完全履行（報告書を受領した後発見された物も含む）等）に基づき甲が受けた損害及びこの業務の実施に関し生じた事故等による一切の損害は、乙が負担するものとする。

#### （談合その他の不正行為による解除）

第11条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとする。

2 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

3 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

#### （秘密の保持）

第12条 甲乙は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### （暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第13条 乙又は丙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

#### （疑義の解決方法）

第14条 この契約に関し、甲乙間に疑義があるときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。